

令和4年度鳥取県食品衛生監視指導計画（案）に係るパブリックコメントの実施結果について

令和4年3月22日
くらしの安心推進課

食品衛生法第24条に基づき毎年度策定する「食品衛生監視指導計画」について、令和4年度計画を策定するに当たり、広く県民の意見を求めるためパブリックコメントを実施したので、その結果を報告する。

1 実施結果

- (1) 実施期間 令和4年2月10日（木）から3月3日（木）まで（22日間）
- (2) 意見総数 13件（団体3組、個人3名）
- (3) 主な意見と対応方針
産地表示の指導、インターネット活用した情報提供等に意見があった。

<対応の区分> 盛込済 (◎)、反映 (○)、その他 (—)

項目	意見の内容	対応方針	対応
監視指導 ・食品検査	他県で水産物の「産地偽装」発覚が散見され、出荷停止等が発生している。食品等事業者に対する衛生管理と食品表示に関する監視指導を強化して欲しい。	重点監視事項に、県内における生鮮食品の産地表示及び加工食品の原料原産地表示の監視指導を追加する。 通常監視に加え、講習会等での啓発、例年実施する夏季及び年末の一斉監視において、適正表示の確認を行う。	○
	動物用医薬品「豚」搬入月が1月・2月とある。昨年度は8月・2月と間隔があった。続月より間隔をあけて実施して欲しい。	「豚」の搬入月を変更して、8月、2月の2回とするよう計画を修正する。	○
	HACCPに沿った衛生管理が制度化されたので、事業者の衛生管理に係る監視指導を徹底して欲しい。	営業許可取得時に導入計画のひな形の提供、営業開始後概ね1ヶ月程度での運用確認を実施する。営業の継続事業者には、県監視員が直接指導するほか、新たに外部委託事業者の巡回等を組み合わせて、指導を徹底する。	◎
	残留農薬「輸入野菜・果実」搬入月が8月のみである。昨年度は2回実施されている。できれば2回するよう検討して欲しい。	輸入食品の監視は、国の検疫後、国と各自治体とで計画的に行っている。近年、検疫による違反割合が減少していること、国全体の輸入量に対する本県の輸入野菜・果実の流通量を考慮して、年1回の計画とする。今後も検疫の違反増加の傾向等を勘案し、必要に応じて収去回数を増やすなどの対応を図る。	—
リスクコミュニケーション	消費者に対し、輸入食品について出荷から食卓に至るプロセス及び表示について学習する機会を作って欲しい。	必要な情報等をより取得しやすくするため、ネットワークを活用した情報発信、ウェブサイトの充実、オンラインセミナーの実施等について計画に追記する。	○
	オンライン等も活用される等、ウィズコロナ社会に適応したリスクコミュニケーションの充実強化も実施計画に盛り込んで欲しい。		
人材育成	人材育成について、食品事業者等の施設向け支援をご案内して欲しい。	県の支援、国セミナー等について、当課ウェブサイト、保健所を通じた情報提供を行うことを計画に追記する。	○

項目	意見の内容	対応方針	対応
その他	輸入後小分けにして販売される食品について、特に乾しいたけの場合、原木栽培と菌床栽培が混合されて個包装されても分からないので、混合率による表示と原産国が正しく表示されるよう指導と監視をして欲しい。	原木栽培及び菌床栽培を混合する場合、割合の多い順に記載することとなり、食品表示基準にあった表示となるよう監視指導を行う。	—
	品目別に必要となる営業許可・届出等の事例一覧があれば、情報公開して欲しい。 ※製造工程等により一概に許可要否等を判別できない場合があることは理解するが、参考として示してほしい。	許可や届出の要否は、製造しようとする品目だけでなく、製造方法や製造工程、販売の方法等、複合的な要素を確認した上で各保健所が判断を行っている。製造品目のみで許可の要否等を判断できる事例一覧の作成は困難と考えており、個別に保健所へ相談をお願いしたい。	—

2 今後の予定

令和4年3月 計画の策定及び公表